

聞に、凡下として天下の位を定奉る事を考らす、且は後嵯峨の院の明鏡なる遺勅をやぶり奉る事、天命いかむぞや、たやすく御在位十年を限に、打替くあるべき規矩を定申さむや、玄かれば持明院十年御在位の時は、御治世と云、長講堂領と云、御満足有べし、當御子孫空位の時は、いづれの所領をもて有べきや、所詮持明院の御子孫すでに立坊の上は、彼御在位十年の間は、長講堂領を以十年、龜山院の御子孫に可被進よし、數ヶ度道理を立て問答に及ぶといへども、是非なく持明院の御子、光嚴院立坊の間、後醍醐院逆鱗にたへずして、元弘元年の秋八月廿四日、ひそかに禁裏を御出有て、山城國笠置山へ臨幸あり、

〔皇胤紹運録〕後嵯峨院

第八十八  
後深草院

第九十一  
伏見院

第九十二  
後伏見院

第九十四  
花園院

第九十六  
光嚴院

第八十九  
龜山院